

図書館スタッフ 毛塚さん オススメ

4月のテーマ【桜】

おとな向け

「チェリー・イングラム
日本の桜を救ったイギリス人」
阿部 菜穂子 / 著
岩波書店



今は「桜」と言ったら「ソメイヨシノ」ですが、昔はもっとさまざまな種類の桜がありました。明治以降、近代化の中で消えゆく日本の桜の多様性を守ったイギリス人「桜守」の生い立ちが描かれています。

●●●オススメのポイント●●●

多様性を守るといことは、私たち人間にも通じることではないでしょうか。「桜守のはなし」の作者である佐野 藤右衛門さんのことも書かれています。

【問い合わせ】●市立図書館 ☎ 84・6151

今月の一冊

こども向け

「桜守のはなし」
佐野 藤右衛門 / 作
講談社



京都の「桜守」、佐野さんの1年間の仕事が写真で紹介されています。桜守の仕事の内容や、自然と人間の関わり方が分かる本です。
※桜守：桜の木の健康状態を見守ったり、名桜や新種の桜の保存に努めたりする人

●●●オススメのポイント●●●

桜守の仕事を通して、桜の新たな一面が発見できる本です。語り口調の文体から、佐野さんの桜への愛情が伝わってきます。

FAX 83・6199 ●二宮図書館 ☎ 74・0286

【健康コラム No.1】

元気 アップ! 通信

健診のインターネット予約が始まりました

今年度から、市の集団健診の予約がインターネットでできるようになりました。

インターネットから予約する際は、市から郵送される右記のはがきに記載されたIDとパスワードが必要です。



▲圧着式はがきで届きます

◆下記の方にはがきを送ります

- ①過去2年間に生活習慣病健診を受診した方
- ②前年度に女性がん集団検診を受診した方
- ③今年度30歳以上の国民健康保険加入者はがきは健診日程の決定通知を兼ねています。

必ず開封して確認してください。

①～③以外の方は、電話・メール等で右記へお申し込みください。



▲圧着はがきの中面には、各種健診日程を掲載

社会福祉協議会だより

2月に寄付をしてくださった方々（敬称略）ありがとうございました。

わたのみ基金

匿名..... 5,630円

【申し込み・問い合わせ】
社会福祉協議会 ☎ 82・8844 FAX82・5516

◆健診の内容

- 生活習慣病健診（40歳以上）
特定健診・胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診
前立腺がん検診（50歳以上）
- 女性がん集団検診（40歳以上）
子宮頸がん検診・乳がん検診・骨密度検診

※詳細は、市から全戸配布されるパンフレット、または市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】健康増進課 成人健康係
☎ 83・8122 FAX83・8619
E-mail: kenkou@city.moka.lg.jp

あの日 あのころ

第360回
たけむら かずお
竹村 一男さん
(久下田在住・88歳)



「商業」と共に歩んだ人生

出身の妻と結婚したことをきっかけに、足尾方面にもお客が増え、布団類の配送も行うようになりました。

両親が布団屋を営んでいたことから、商売に興味を持ち、昭和17年、下館商業学校（現在の茨城県立下館第一高等学校）に入学しました。3年生の時に戦況が悪化し、軍需工場である日立製作所水戸工場へ学徒動員されました。

商業学校で簿記やそろばんを学んでいたのも、動員先では潜水艦などの軍用品の設計図を見て、使用されている部品の種類や数の確認、原価計算を任せられました。



▲平成22年に撮影した写真（竹村さんは一番右）

学校卒業後は、東京にある戦車や飛行機のエンジンを作る会社に就職しましたが、就職直後に終戦を迎え、軍用品の需要が激減したため、会社を辞めて実家に戻り、家業の布団屋を継ぎました。

私の最初の主な仕事は布団の綿の打ち直しでしたが、旧足尾町（現在の日光市）出身の妻と結婚したことをきっかけに、足尾方面にもお客が増え、布団類の配送も行うようになりました。

足尾町までの道のりは、非常に険しく、70を超え、雪の降る日も、険しい道を軽トラの荷台に布団をたくさん積んで走ったことは、今思い返してみても、自分のことながら、本当によく頑張ったと感じます。

私のお店は時代の流れに伴い、布団だけでなく、毛布や蚊帳、寝間着など、取り扱う品物も多様化しながら、総合寝具店として成長してきました。

消費生活センターメモ
シリーズ 406

【事例】
携帯電話の機種変更をするために店に行くと、スマートフォンを勧められた。購入したが、やはり返品したい。

スマートフォンなどの電気通信サービスは、「電気通信事業法」で規制されています。電気通信事業法の改正で平成28年5月21日より、「説明義務の充実」「書面交付義務（電子交付可）」「初期契約解除制度・確認措置」など、新たな消費者保護ルールが導入されました。

「確認措置」は、総務大臣が認定したサービスのみのみで、現在大手3社のスマートフォンなどが対象です。

「確認措置」では、自宅での電波状況が不十分な場合と、事業者による契約前の説明等が不十分な場合に限り、サービス提供開始日から8日間（期間は各事業者が定める）は契約解除が可能です。まずは事業者側に申し出て、対応を求めることになります。ただし、十分な説明がなかったと思っても、契約書の説明事項に自身で理解した旨のチェックを付けていると、説明不足の立証が難しくなります。

購入時の注意点

- ①契約書面は電子交付でなく紙で欲しいと申し出る。
- ②自分が使いたい機能は何か事前に調べておく。
- ③契約内容が分かるまで説明を求める。分からない場合は、その場で契約せず、家族等に相談する。
- ④解約の条件、毎月の料金の合計額を必ず確認する。
- ⑤スマートフォンの購入に併せて、さまざまな契約を勧められても、本当に必要かどうかよく考える。

ご相談は、消費生活センター（青年女性会館内）
毎週 月～金曜日 9:00～12:00
13:00～16:00
ハナシテチャイナシ ☎ 84-7830
相談料無料

スマートフォン購入時の注意点